

**第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

## &lt; 第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 &gt;

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 准教授	○ 石井 章仁	臨時委員
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	

## &lt; 第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 &gt;

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 准教授	石井 章仁	
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	



横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	宮本 正彦
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	石田 登
	保育・教育運営課 保育運営担当課長	古石 正史
	保育・教育人材課長	伊藤 ゆかり
	保育対策課長	金高 隆一
	保育対策課担当課長	岡本 今日子
	こども施設整備課長	山本 淳一
	企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長	福嶋 誠也
	係長	子育て支援課 幼児教育係長
保育・教育運営課 運営調整係長		鎌田 学
保育・教育運営課 運営指導係長		遠藤 和宏
保育・教育運営課 指導等担当係長		長田 和彦
保育対策課 担当係長		真舘 裕子
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁
保育対策課 担当係長		菊池 仁
保育対策課 担当係長		中島 こずえ
こども施設整備課 担当係長		水野 文彬
こども施設整備課 整備等担当係長		畠山 久子
こども施設整備課 整備等担当係長		平山 慎一
こども施設整備課 整備等担当係長		鈴木 総一郎
こども施設整備課 整備等担当係長		永山 智文
こども施設整備課 整備等担当係長		里居 真一
こども施設整備課 整備等担当係長		三堀 浩平



横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）  
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
  - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
  - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
  - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
  - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 ( 条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

( 委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

( 会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 ( 平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 ( 部会の会議を含む。 ) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

( 意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

( 守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

( 委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。



## 横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年2月25日〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。  
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

### （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

### （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

- 第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

- 第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

- 第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

- 第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。



平成 28 年 12 月 2 日  
こども青少年局保育対策課

## 平成 28 年 10 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

平成 28 年 10 月 1 日現在の待機児童数は、前年比で 99 人増加し、391 人となりました。28 年 4 月 1 日の待機児童数と比較すると、年度途中の申込みの増加により、384 人増加となりました。

### 1 待機児童数等の状況

#### 【待機児童数】

(単位:人)

区分	27年4月	27年10月 (ア)	28年4月	28年10月 (イ)	差し引き (イ-ア)
就学前児童数	187,595	187,470	185,564	184,639	▲ 2,831
保育所等利用申請者数 (A)	57,526	62,120	61,873	65,762	3,642
利用児童数 (B)	54,992	56,865	58,756	59,793	2,928
保留児童数 (C) = (A) - (B)	2,534	5,255	3,117	5,969	714
横浜保育室等入所数 (D)	926	1,454	987	1,527	73
横浜保育室	678	941	586	819	▲ 122
川崎認定保育園	12	23	12	25	2
幼稚園預かり保育	22	19	44	53	34
事業所内保育施設	43	84	50	123	39
年度限定型保育事業	53	71	131	136	65
一時保育等	118	316	164	371	55
育休関係 (E) (*1)	334	1,507	420	1,756	249
主に自宅で求職活動されている方 (F) (*2)	332	558	366	680	122
特定保育所等のみの申込者など (G) (*3)	934	1,444	1,337	1,615	171
待機児童数 (H) = (C) - [(D) + (E) + (F) + (G)]	8	292	7	391	99

#### (\*) 補足説明

- \*1 育休関係：10月1日に育休を取得されている方
- \*2 主に自宅で求職活動されている方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- \*3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方 など

## 2 待機児童の状況

### (1) 年齢別の状況

- ・0～2歳の低年齢児で、全体の約97%を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
28年10月(a)	172	150	56	12	1	0	391
28年4月	2	2	1	2	0	0	7
27年10月(b)	132	99	44	14	3	0	292
27年4月	3	4	1	0	0	0	8
増減(a-b)	40	51	12	▲2	▲2	0	99

### (2) 認可保育所等の定員外入所・定員割れの状況

- ・認可保育所及び幼保連携型認定こども園699園のうち、387園(3,176人)で定員外入所を実施しています。28年4月比では、39園(328人)増となっています。
- ・一方、201園(1,280人)で定員割れが生じています。28年4月比では、45園(385人)減となっています。なお、定員割れの約94%が幼児(2～5歳児)の枠となっています。
- ・新設保育所の4・5歳児枠については、新規入所を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		28年4月(A)	28年10月(B)	差引(B-A)	28年4月(A)	28年10月(B)	差引(B-A)
箇所数		348園	387園	39園	246園	201園	▲45園
人数		2,848人	3,176人	328人	1,665人	1,280人	▲385人
内訳	乳児(0～1歳)	748人	998人	250人	371人	71人	▲300人
	幼児(2～5歳)	2,100人	2,178人	78人	1,294人	1,209人	▲85人

※利用人数には、市外のお子さんも含みます。

## 3 29年4月に向けた取組状況

### (1) 受入枠の拡大

- ・29年4月に向けて、11月末時点で、認可保育所32か所、幼保連携型認定こども園3か所、小規模保育事業19か所などの整備が見込まれています。
- ・また、既存の保育施設において一人でも多く受け入れていただくための働きかけや、余裕スペースを有効活用する年度限定型保育の実施に関する調整などを、引き続き、年度末まで行います。

### (2) 保育士確保

- ・保育士の確保に向けては、横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者を対象とした就職支援講座、就職面接会を開催しています。
- ・また、保育士用宿舍借り上げに係る経費助成や保育士修学資金貸付事業を実施するとともに、保育士資格取得を目指す市内施設従事者を対象として、保育士試験直前対策講座を開催するなど、必要とする保育士の確保に取り組んでいます。



## 参考資料

### 平成28年度 区別保育所等の待機状況 ー平成27年度との比較ー

区名	平成27年10月1日現在						平成28年10月1日現在						待機児童数 前年比 (人)
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機 児童数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機 児童数 (人)	
鶴見	16,402	66	5,091	5,530	599	34	16,311	72	5,517	5,823	659	34	0
神奈川	11,742	49	3,570	3,820	559	30	11,652	56	3,879	4,165	521	43	13
西	4,831	23	1,265	1,310	173	8	4,782	25	1,325	1,399	193	16	8
中	6,715	32	1,886	1,843	182	6	6,609	34	1,984	1,982	212	20	14
南	8,252	34	2,389	2,641	249	7	8,107	39	2,532	2,742	253	6	▲ 1
港南	9,721	48	3,473	3,265	203	7	9,320	53	3,594	3,396	236	22	15
保土ヶ谷	9,039	41	3,013	2,879	215	4	9,134	44	3,156	3,032	279	4	0
旭	11,380	50	3,331	3,602	238	12	11,130	50	3,357	3,598	279	28	16
磯子	8,216	34	2,347	2,456	277	8	8,257	36	2,462	2,644	349	18	10
金沢	8,898	42	2,979	3,067	103	4	8,626	42	3,028	3,128	219	15	11
港北	18,978	80	5,838	5,862	829	71	19,237	88	6,081	6,325	958	74	3
緑	9,603	48	3,225	2,983	216	26	9,425	53	3,215	3,085	261	24	▲ 2
青葉	16,191	61	4,267	4,175	523	37	16,015	68	4,561	4,432	449	31	▲ 6
都筑	13,817	54	3,731	3,558	240	12	13,297	57	3,864	3,766	284	18	6
戸塚	14,597	58	4,216	4,286	377	23	14,290	64	4,472	4,537	403	24	1
栄	5,638	20	1,454	1,609	77	0	5,391	22	1,530	1,638	109	3	3
泉	7,410	33	2,544	2,367	106	3	7,160	37	2,690	2,473	158	11	8
瀬谷	6,040	29	1,594	1,612	89	0	5,896	29	1,594	1,628	147	0	0
合計	187,470	802	56,213	56,865	5,255	292	184,639	869	58,841	59,793	5,969	391	99

#### お問い合わせ先

こども青少年局保育対策課 保育対策課長 金高 隆一 Tel 045-671-3955



## 特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会設置について

### 1 目的

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な発生防止策を検討することを目的とし、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会を児童福祉審議会保育部会の下部組織として設置します。

#### < 背景 >

- ・平成26年 9月 8日 【国】教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の設置
- ・平成27年12月21日 【国通知】教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ
- ・平成28年 3月31日 【国通知】地方自治体宛てに事故の再発防止のために重大事故については事後的な検証を実施するよう通知

### 2 委員会概要

#### (1) 検証委員会及び委員の位置付け

検証委員会を児童福祉審議会保育部会の下部組織として位置付けます。また、検証委員会の委員は、児童福祉審議会の臨時委員として委嘱します。

検証委員会については、検証対象事例が起きた場合に開催します。

#### (2) 検証委員の構成

国の通知に基づき、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者(施設長、利用者)で構成し、合計7名程度とします。

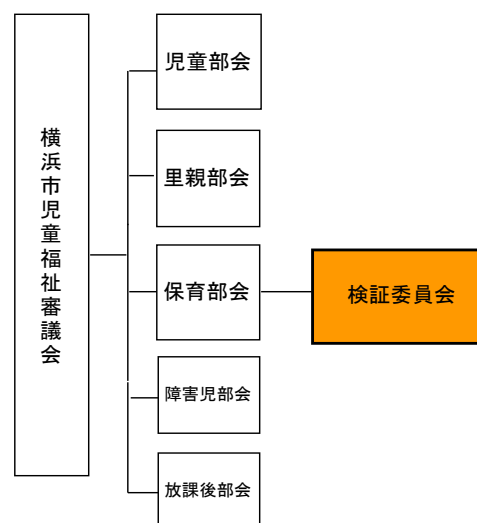
なお、検証委員のうち、1名以上は保育部会委員とします。

#### (3) 検証委員の任期

児童福祉審議会委員の任期2年とします。

#### (4) 設置時期

平成28年11月



### 3 検証方法・報告等

○検証に当たっては、施設・事業者や区、関係機関等から事故に関する情報の提供を求め、その情報を基に、検証委員会が必要に応じてヒアリング、現地調査等を実施し、発生原因の分析及び再発防止のために必要な改善策を検討します。

○検証対象は、死亡事故、市が検証が必要と判断した事例とします。

○会議は事例ごとに行いますが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととします。また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開にできることとします。

○検証委員会は、検証結果とともに再発防止の提言をまとめ、児童福祉審議会保育部会に提出し、部会で了承を得ることとします。また、児童福祉審議会総会において、部会報告事項で報告します。

## 4 検証のポイント

### (1) 問題点・課題の抽出

事実関係が明確になった段階で、発生の背景、対応方法、組織体制等の課題を抽出

### (2) 検証委員会における提言

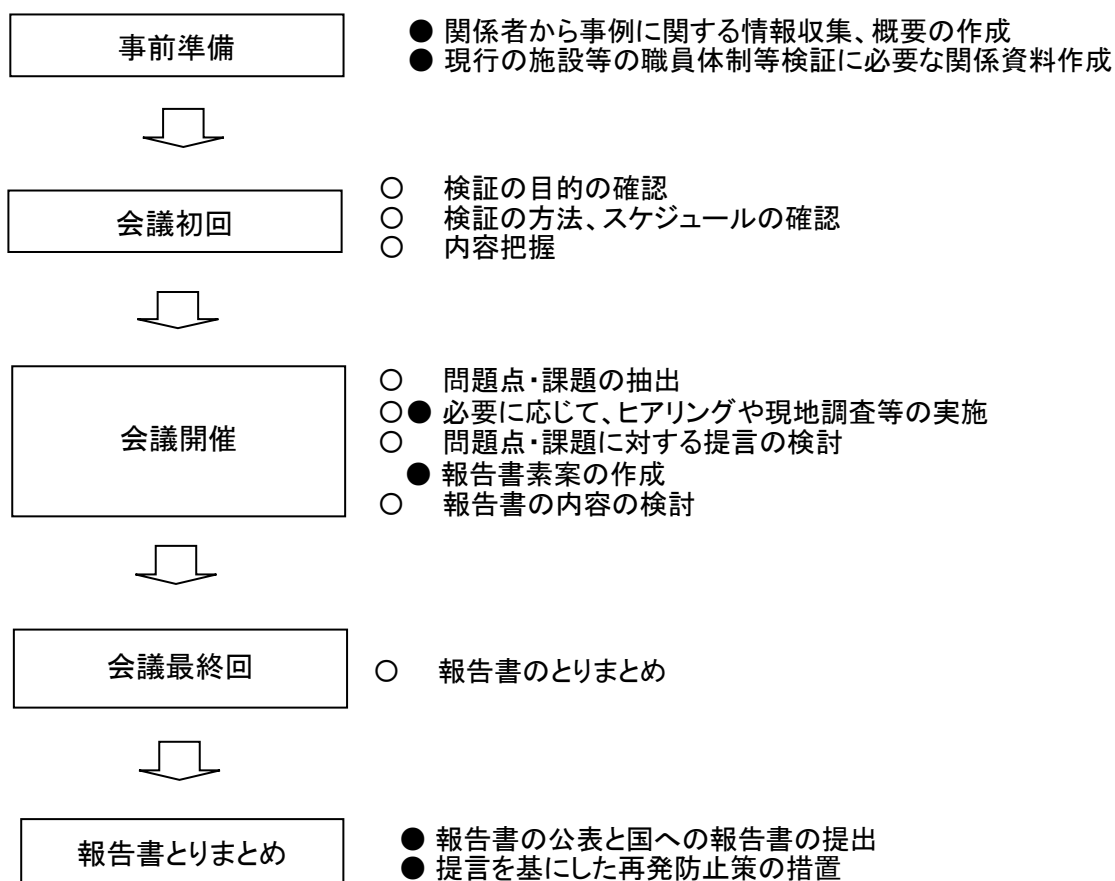
抽出された問題点、課題を踏まえ、対策を講ずべき主体ごとに提言  
(早急に行うべき対策は、検証全体の終結を待たずに実施)

### (3) 報告書の作成

検証委員会の審議結果を踏まえ、下記の内容を盛り込んだ報告書を作成

- ア 検証目的
- イ 検証方法
- ウ 事例の概要
- エ 明らかとなった問題点、課題
- オ 問題点、課題に対する提言
- カ 今後の課題

## 5 検証の進め方(国が示す例)



### ※注

- 事務局の作業
- 会議における議事内容

特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する  
検証委員会 委員名簿

氏名		現職	分類	備考
1	神長 美津子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授	学識経験者 (幼児教育)	保育部会委員
2	石井 章仁	千葉明德短期大学 保育創造学科 准教授	学識経験者 (保育)	保育部会委員
3	太田 恵蔵	横浜市医師会 常任理事	医師 (小児科)	
4	池宗 佳名子	神奈川県弁護士会 子どもの権利委員会 委員	弁護士	
5	柘澤 章次	社会福祉法人めじろ会理事長兼めじろ保育園 園長 東京都社会福祉協議会保育部会 部会長	教育・保育関係者 (施設長)	
6	岩城 眞佐子	東京都中央区立月島幼稚園 園長 前 全国国公立幼稚園・こども園長会 会長	教育・保育関係者 (施設長)	
7	木村 明子	保育者の専門性研究会 保育デザイン研究室 主宰	教育・保育関係者 (利用者)	